



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M K 生

◎内務省告示第三百五十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年五月二十二日

内務大臣伯爵 兒 玉 秀 雄

路線名 區 間 工事終了ノ期日

十 號 群馬縣碓氷郡豐岡村地内 昭和十五年五月二十二日

◎内務省告示第三百五十八號

特二十五號國道路線ヲ變更シ大正九年十二月内務省告示第百二十五號中「長崎縣東彼杵郡日字村福石免ヨリ崎邊免ニ達スル路線」トアルヲ「長崎縣佐世保市大宮町ヨリ同市天神町ニ達スル路線」ニ改ム

昭和十五年五月二十二日

内務大臣伯爵 兒 玉 秀 雄

◎内務省告示第三百五十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年五月二十三日

路線名

十五號

區 間

自奈良縣奈良市今在家町至縣同縣市今小路町

内務大臣伯爵 兒玉秀雄
工事終了ノ期日
昭和十五年五月二十三日

◎土地收用事業既定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起	業	者	事業種類	起	業	地	名	認定月日						
大阪府	大阪府布施市大字大平寺北蛸草地内	學	校	建設	靜岡縣庵原郡蒲原町地内	靜岡縣靜岡市北沼上、安倍郡有度村地内	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	六、二四	五、二四	五、二九	六、三	六、	六、四
靜岡縣	日本輕金屬株式會社	輕金屬製造事業	立	學校建設	靜岡縣靜岡市北沼上、安倍郡有度村地内	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	六、三	五、三	六、一	六、二	六、一	六、一
靜岡縣	靜岡縣	工業用水道敷設	鐵道擴張	立	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
靜岡縣	鐵道大臣	鐵道擴張	立	診療所建設	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
山梨縣	東京電燈株式會社	電氣裝置	置	鐵道擴張	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
熊本縣	熊本縣玉名郡小天村長	道路	改	築	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
神奈川縣	神奈川縣川崎市長	道路	改	築	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
岡山縣	岡山縣岡山市	水道用地擴張	張	築	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一
東京府	東京府東京市	水道擴張	張	築	靜岡縣靜岡市紺屋町地内	山梨縣南都留郡西桂村、東桂村地内	熊本縣玉名郡小天村地内	神奈川縣川崎市大師河原字下殿町地内	阿山縣岡山市北方地内	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一	六、一

◎土木地方債許可概要

許可月日

許可額

目

的

團體名

道府縣

法令

三、三〇	一、三〇〇、〇〇〇圓	災害復舊土木費	神奈川縣
"	一、七五〇、〇〇〇	水道應急擴張費	東京市
"	一、〇〇〇、〇〇〇	東京港修築費	東京府
"	二、〇〇〇、〇〇〇	改良下水道完成費	同
"	七四四、〇〇〇	大阪港第二期修築事業費	同
四、四	一五、八〇〇	省營自動車道路改修費	大阪市
四、五	五、〇〇〇	都市計畫事業費	上波佐見町
"	九五、〇〇〇	新潟港浚渫費寄附金	足利市
四、八	一四五、〇〇〇	災害復舊土木費	新潟市
"	一八八、〇〇〇	河川改修費	長崎縣
"	六、三〇〇	道路改修費負擔金	秋田縣
"	二六、〇〇〇	國道改修費負擔金	上波佐見町
四、九	一三、〇〇〇	中小河川改良費	折尾瀨村
"	一〇、〇〇〇	漁港修築費	高知縣
"	三五、〇〇〇	工業用水施設費	同
"	一五、〇〇〇	工業用水施設費	土崎港町
四、一〇	一二、八〇〇	酒田港修築費	寺内町
"	一五、〇〇〇	河川改良事業費負擔金	酒田市
"	四、五〇〇	河川改修費負擔金	中泉町外十三町村
"	一、八〇〇	河川改修費負擔金	河川改良負擔組合
四、一五	四、〇〇〇	港灣修築費寄附金	城田村
			具同村
			深浦町
			青森縣
			高知縣
			新瀉縣
			靜岡縣
			山形縣
			秋田縣
			大阪府
			長崎縣
			栃木縣
			新潟縣
			長崎縣
			同
			東京府

法 令

四、一六

五、七〇〇	河川改修事業費	十二里村	同
二、〇〇〇	道路改修費負擔金	尾上町	同
一〇、〇〇〇	河川改修事業費負擔金	中川村	同
九〇〇	同	長橋村	同
一、一〇〇	同	榮村	同
六、五〇〇	道路改修負擔金	榮町	同
二、一〇〇	河川改修事業費負擔金	嘉瀬村	同
三、五〇〇	道路改修費負擔金	館村	同
四、五〇〇	同	猿賀村	同
三、一〇〇	河川改修費負擔金	藤崎堰普通水利組合	同
二〇、〇〇〇	國道鋪裝費寄附金	秋田市	秋田縣
一四八、九〇〇	河川改修費分擔金	同	同
七、七〇〇	河川改修費負擔金	中村町	高知縣
一、五〇〇	同	八束村	同
三、四〇〇	同	新屋村	秋田縣
一七、〇〇〇	土地買收費	寺内町	同
五二、七〇〇	災害復舊費	曾我部村	京都府
五、五〇〇	道路改修費負擔金	宮津町外二ヶ 村道路組合	同
三、〇〇〇	河川改修費負擔金	小松島町	徳島縣
一二、〇〇〇	同	土崎港町	秋田縣
五、三〇〇	雄物川改修費分擔金	寺内町	同

四、一八	六、四〇〇	漁港修築費負擔金	日間賀島村	愛知縣
"	一、七〇〇	河川改修費負擔金	中筋村	高知縣
"	六、〇〇〇	河川改修費負擔金	三隈町	島根縣
四、一九	一、〇〇〇	港灣修築費分擔金	大輿村	青森縣
"	七三、二〇〇	都市計畫街路事業費	鳥取市	鳥取縣
"	八、三〇〇	用水路改良費分擔金	山城堰普通水利組合	秋田縣
"	一、六〇〇	縣道改良費負擔金	長橋村	青森縣
四、二六	一〇八、八〇〇	河川改良費	岩手縣	島根縣
"	一八、五〇〇	縣道改修費分擔金	松江市	鳥取縣
"	一、九〇〇	河川改修費寄附金	大國村	香川縣
"	七六、八〇〇	港灣改築費寄附金	坂出町	宮崎縣
"	七、〇〇〇	一ツ瀬川改修費負擔金	新田村	
"	七、二〇〇	同	富田村	
"	七、二〇〇	同	都於郡村	
"	四、〇〇〇	同	三納村	
"	三、〇〇〇	縣道用地買收費	草加町	埼玉縣
"	四、八〇〇	河川改修費寄附金	津輕石村	岩手縣
"	一、二〇〇	同	南都田村	
"	四、八〇〇	同	宮古町	
"	一、〇〇〇	同	若柳町	
"	二、四〇〇	同	豐間根村	

五、七	四、三〇	五、八〇〇	同	夏井村	同
〃	〃	三、五〇〇	同	一ノ關町	同
〃	〃	一、二〇〇	同	金ヶ崎町	同
〃	〃	一、二〇〇	同	永岡村	同
〃	〃	一、二〇〇	同	佐倉河村	同
〃	〃	五、〇〇〇	上水道増設工事費	大宮町	静岡縣
〃	〃	六、一〇〇	河川改修費負擔金	木脇村	宮崎縣
〃	〃	八、五〇〇	同	妻町	同
〃	〃	五五、〇〇〇	上水道事業費	若松市	福島縣
〃	〃	九二、〇〇〇	都市計畫街路事業費	四日市市	三重縣
〃	〃	五八、六〇〇	災害土木費	岩手縣	
〃	〃	一六〇、九〇〇	同	埼玉縣	
〃	〃	二三、六〇〇	道路新設費	福島町	福島縣
〃	〃	一〇、〇〇〇	港灣修築費	志度町	香川縣
〃	〃	三〇、〇〇〇	都市計畫事業費	志津川町	宮城縣
〃	〃	三〇〇、〇〇〇	水害豫防施設費	愛媛縣	
〃	〃	六〇、〇〇〇	國道府縣道改修費負擔金	吳市	廣島縣
〃	〃	四〇二、〇〇〇	上水道布設事業費	舞鶴市	京都府
〃	〃	二五〇、〇〇〇	河水統制事業費	兵庫縣	
〃	〃	三八、〇〇〇	國道改修費負擔金	明石市	兵庫縣
〃	〃	四、二〇〇	河川改修費負擔金	尙徳村	鳥取縣

法
令

- 五、一〇 五、五〇〇
- 五、一〇 一、六〇〇
- 五、一五 二〇、〇〇〇
- 五、二三 五〇〇、〇〇〇
- 五、二七 一六三、五〇〇
- 五、二八 五、一四二、五〇〇
- 五、二九 七、九〇〇
- 五、三〇 一一九、七〇〇

- 縣道改良費寄附金 下坂本村 滋賀縣
- 上水道貯水池堰堤並給水設備改良事業費 長濱町 愛媛縣
- 都市計畫事業費 舞鶴市 京都府
- 上水道擴張工事費 下關市 山口縣
- 鋼路港修築費分擔金並上部施設費 鋼路市 北海道
- 相模川河水統制事業費 神奈川縣
- 縣道擴張工事費寄附金 關 町 岐阜縣
- 給水工事費 埼玉縣南水道組合 埼玉縣

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

大沼電鐵 軍川橋梁工事方法變更認可

大沼電鐵株式會社申請に係る軍川橋梁は昭和三年築造のものにして、現在橋梁全體に互り腐朽甚しく保安上一日も放置し得ざる状態に有り。依つて之を改築せむとするの件は五月二十四日監第一〇三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福島縣

磐城炭礦第二磐城炭礦 會社合併認可

磐城炭礦株式會社、第二磐城炭礦株式會社申請に係る國家資源の開發上、企業の統制合理化を計り以て國策に順應し増産計畫を

遂行せむが爲、第二磐城炭礦株式會社を合併せむとするの件は、六月十一日監第一四二三號を以つて内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京府

東京市電 電氣假設工事認可

東京市申請に係る日本橋變電所（日本橋區人形町一丁目四ノ六）設置水銀整流器修理の爲、一時運轉休止し其の期間中硝子球整流器を設置せむとするの件は、本假設物の使用期限を六月十二日迄として、五月二十四日監第一〇九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 田村町一丁目虎ノ門間軌道線路及工

事方法變更認可

東京市申請に係る 田村町一丁目虎ノ門間に於ける地下鐵道工事完成に伴ひ路面復舊工事施行と共に市電の路面軌條を中央に移設せむとするの件は、五月二十四日監第一一四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 一、二〇〇形電車使用區間擴張認可

及特別設計許可

東京市申請に係る輸送能率増進の爲、一、二〇〇形電車使用區間を擴張 (① 及び ②) 古川橋—赤羽橋—金杉橋、③ 目黒—清正公前—古川橋、④ 五反田—清正公前、⑤ 赤羽橋—飯倉一丁目—虎ノ門—櫻田門) せむとするものなるが、車體間隔規定の四〇〇耗以上を保持し難き箇所あるを以つて特別設計と爲し、五月二十四日監第一一九五號を以て内務鐵道兩大臣より一、二〇〇形電車使用區間擴張の件認可し、特別設計の件許可せらる。

京王電氣軌道 軌道工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る府中起點〇軒一五五米三〇、府中町地内踏切道下に府中刑務所の委託に依り下水管渠埋設せむとするの件は、五月二十四日監第九四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京王電氣軌道 車輛設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る近時益々増加の傾向にある旅客の輸送力擴充の一助として大型客車十輛新造の件申請中の處、

右認可後竣功迄は相當の期間を要するものに付、差當りの急務に對應せむが爲無蓋ボギー電動貨車三輛を客車に、右貨車補充として有蓋ボギー電動貨車一輛を無蓋貨車に變更(工費豫算七三、一〇〇圓借入金) せむとするの件は、五月二十四日監第一〇八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京橫濱鐵道 軌道工事方法變更認可

東京橫濱鐵道株式會社申請に係る東京市施行東京都市計畫事業街路補助第九九號路線の一部澁谷區下通一丁目地先間道路工事施行に伴ひ、電車線路側柱及停留場標示柱支障となりたるに付移設せむとするの件は、五月二十四日監第一〇七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡縣

靜岡電氣鐵道 電動客車增備認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る時局の進展に伴ひ工業界異常なる好況を呈し沿線附近に工場勃興し來たり、其他一般に電車を利用する者日を追ふて増加の傾向にあるを以つて之が乗客輸送の圓滑を圖る爲、二軸ボギー電動客車三輛を新造(工費一四四、〇〇〇圓借入金) せむとするの件は、五月十七日監第一〇九五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

三重縣

神都交通 軌道工事方法變更認可

神都交通株式會社申請に係る乗降客の増加に伴ひ二具停留場の擴張を要するに至りたるも、地勢上現位置にての擴張は不可能なるを以て新位置に變更し、更に乗降場一ヶ所増設せむとするの件は、五月二十四日監第一〇九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

滋賀縣

京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る坂本線（三井寺下、坂本間）に使用中の八〇〇型電動客車四輪を京阪線に移管し、其の代車として京阪線に使用中の一〇〇型電動客車四輪を設計一部を變更して坂本線に移管使用せむとするの件は、五月十七日監第九五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京都府

京都市京阪電氣 軌道假設工事使用期限延期認可 鐵道三條五條間

京都市、京阪電氣鐵道株式會社申請に係る鴨川線五條、三條間水害應急假設工事（昭和十一年三月二十四日監第六八三號認可）に伴ふ軌道假設物使用期限は、本年六月三十日迄の處、鴨川改修工事が未だ具體的方法決定に至らざる爲、之に附隨する軌道工事も實施困難に付、右使用期限を和十五年六月三十日迄延期せむとするの件は、五月二十四日監第一二五一號を以て内務、鐵道兩

大臣より認可せらる。

京都市營軌道 電動客車設計變更認可

京都市申請に係る電動客車二九八輛に對し、昭和十二年十月九日監第三五九七號認可設計（蓄電器の取付）と同一の設計を加へむとするの件は、五月二十九日監第一二三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る伏見第二變電所に於ける京都電燈株式會社より受電の常時出力二、〇〇〇キロワットは十四年十月三十一日迄の期限なりしを以て、本受電廢止に關し工事方法書中の事項を消除するものとし、尙之に伴ひ從來の融通三、〇〇〇「キロワット」を五、〇〇〇「キロワット」に變更せむとするの件は、六月三日監第一三二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 自動閉塞信號機位置變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪本線稻荷停留場の乗降場延長に伴ひ信號機位置を變更せむとするの件は、六月三日監第一三二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京都電燈（嵐山線） 假橋梁使用期限延期認可

京都電燈株式會社申請に係る嵐山線軌道天神川橋梁新設並假設物使用の件は、本年二月末日迄延期許可申請中の處、今尙物資の入手困難圓滑ならず右期限迄に完成し難きを以て四月末日迄延期

するものとし、六月七日監第一〇八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る南北線阪急電車前外十三箇所分岐點に設置せる滿俺鑄鋼製轍又を組立式轍又に變更せむとするの件は、五月十七日監第九五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築に伴ひ谷町二丁目、谷町五丁目、境川町、各停留場及天王寺車庫前附近に於ける電車柱の位置を變更せむとするの件は、五月十七日監第九五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る木津線工事施行に伴ひ難波木津線及西道頓堀天王寺線の工事方法一部を變更（從來難波木津線、互線部分を木津線と連絡する方向に線路を變更し、從來線を互線として存置するものとす）せむとするの件は、五月十八日監第一〇八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築の爲、支障となる電車柱の位置變更（南森町停留場附近一〇本、川口町停留場附近七本、上本町六丁

目停留場附近一〇本）せむとするの件は、五月十七日監第一〇〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 木津線工事施工認可並停留場特別設計認可

大阪市申請に係る木津線（浪速區敷津町一區區宮津町間）延長四五〇米工事施行を爲し、尙宮津町停留場の位置は軌道建設規程第十六條第二項に抵觸せるも、該所は國有鐵道關西線との交叉箇所該當し道路勾配の變更困難なるを以て特別設計と爲し、五月十七日監第一〇八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並びに許可せらる。

大阪市營軌道 松島町一丁目停留場特別設計許可

大阪市申請に係る東西線中伯樂橋架換工事竣功に伴ひ松島一丁目停留場位置變更（北口、南口を廢し、東口に一ヶ所新設）せむとするものなるが、變更箇所は軌道勾配1:1000.333にして軌道建設規程第十六條第二項に抵觸する爲同規程第三十五條第二項に據り特別設計と爲し、五月二十四日監第九五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る豪雨出水に際し、地下鐵浸水の萬一を慮り之が防止の爲、梅田、出入橋間、既に築造せる防水壁の一部に防水門扉を設置せむとするの件は、五月十七日監第一

一四六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る軌道線中四輪「ボギー」式電動客車二十六輛の救助器（現在設備ロックフエンダー）を前面固定式救助器に變更せむとするの件は、五月十七日監第九四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪堺電鐵 電氣工事方法變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る軌道營業監査通牒（一四、九、九、九、九、九）に基き工事方法書中、敷津變電所五三〇「キロヴォルト、アンペア」變壓器二次電壓四四五「ヴォルト」を四五五「ヴォルト」に變更、石津川變電所三二〇「キロヴォルト、アンペア」變壓器二次電壓四五〇「ヴォルト」を四四五「ヴォルト」に變更、電車線の軌條面上高サ「五米四九〇」を「五米二〇〇」に變更せむとするの件は、五月二十四日監第一一九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 軌道工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る目下工事中の櫻井線久寶寺口八尾間、府縣道枚方、八尾線との高低交叉工事架道橋の橋臺の設計變更せむとするの件は、五月二十四日監第一一九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る近時京阪沿線に車需工場の新設又は擴張相次ぎ乗客の増加特に著しく現輛を以てしては乗客輸送に圓滑を缺く状態にして、時節車輛新造も困難なる折柄、貨車を改造して運輸力を充實する爲「ボギー」無蓋電動貨車四輛を「ボギー」並等電動客車に設計變更（工費九七、二〇〇圓手持資金）せむとするの件は、大藏、商工兩省に協議せし處、別段支障無きを以て六月一日監第六二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫 縣

神戸市營軌道 第四期第四號線起點同零軒七六

五米間軌道工事施行並既成線工事方法變更認可

停留場特別設計許可

神戸市申請に係る客年十二月六日特許の第四期第四號線建設は現下の交通状態よりして焦眉の急なるを以て其の一部（自葺合區坂口通二丁目一番地至灘區原田通一丁目三番地間延長七六五米）を施行し、更に本線起點たる第一期第二號線の一部は連絡上工事方法を變更し、尙王子町停留場外一ヶ所は勾配建設規定に抵觸するを以て特別設計と爲し、本工事は八月十四日迄に着手し十六年三月十四日迄に竣功するものとし、五月十四日監第一二四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

神戸市營軌道 第一期第二號線線路及工事方法

變更認可

神戸市申請に係る市道改築に伴ひ自神戸區加納町二丁目一至鞆合區熊内橋通六丁目四間三七四米一七一の新設軌道を（一部併用軌道區間有り）併用軌道に路線變更し之に伴ふ一部工事方法變更し尙道路取材の關係上勾配は千分の五十とするも軌道建設規程第十六條第一項但書に依り別段特別設計として手續を要せずとなし六月七日監第一六三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる

阪神電氣鐵道 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る車輛運轉を圓滑ならしむる爲新在家停留場、深江停留場、今津停留場に於ける線路中心間隔を變更し、併せて停留場乗降設備並に取付工事を施行せむとするの件は、六月七日監第一三二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 西宮停留場工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る西宮停留場北口新設に伴ひ同停留場聯動裝置の一部を變更せむとするの件は、六月七日監第一二八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

廣島縣

廣島瓦斯電軌 電氣工事方法變更認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る近年頓に乘客増加し、各變電所の使用電力量も著しく増加せしを以て櫛下變電所、千田町變電

所の機械を變更せむ（工事費六七、七〇〇圓自己資金）とするの件は、臨時資金調整法に依り大藏、商工兩大臣に協議せし處、別段支障なきを以て五月二十二日監第五五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

廣島瓦斯電軌 小網町國泰寺間軌道工事竣功期

限延期許可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る船入町、國泰寺間廣島市都市計畫街路に當るも未着工に付き、街路工事を俟つて軌道敷設せんとす。又小網町、船入町間街路工事完成したるも軌條其他鐵材及鋼材は物資統制強化に依り入手困難に付統制緩和を俟ちて施行せんとするものにして取敢へず竣功期限二ヶ年延期するものとし五月二十四日監第一二九〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる

山口縣

山陽電氣鐵道 車輛増加認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る軌道の輸送力を増加する爲、昭和十四年三月六日監第五八五號を以て製作認可相受けたる電動客車と同一設計の車輛八輛増加せむとするの件は、五月二十日監第一三九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

山陽電氣鐵道 長府驛東島居間軌道工事方法變更認可並特別設計許可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る下關市長府驛東島居間は、昭

和十三年九月復線軌道を單線に變更現在に至りたるも、其の後長府方面は軍需工場地帯として急速の發展を遂げ、乗客に多大の迷惑を掛け居るを以て復線に復舊せんとす、尙枕木下面より施行基面迄の道床の厚を既設軌道同様の設計變更せむとするの件は五月三十日監第一三九二號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事方法變更の件認可し、特別設計の件許可せらる。

福岡縣

若松市警軌道 軌道工事方法變更認可

若松市申請に係る中川通一、二丁目と本町通五、六丁目との道路交叉點は、交通頻繁の個所にして危険尠なからざるを以て今回新に閉塞信號機を設置せむとするの件は、五月十七日監第一〇四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡電氣 電柱工事方法變更認可

福岡電氣株式會社申請に係る福岡市内西門、千代橋間の既設電柱用電柱（木柱）中央柱を側柱、式木柱に變更建更せむとするの件は、五月十八日監第九四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南筑運輸 營業廢止許可

南筑軌道株式會社申請に係る羽犬塚、黒木線軌道運輸營業廢止せむとするの件は、曩に地元民より反對意見ありたるが、其後近代的機關備はりたるを以て、腐朽せる軌道を存置するは不適當な

る聲次第に興れるを以て之を廢止せむとするものにして、廢止實施を六月二十七日迄に實施するものとし五月二十七日監第一三四一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

九州電氣軌道 停留場特別設計許可

九州電氣軌道株式會社申請に係る門司黒崎間線路中棧橋通停留場外と四ヶ所は電車乗降客及一般交通の安全を計る爲、安全地帯設置せんとするに付一部停留場位置變更せむとす、尙棧橋通停留場外五ヶ所の電車停留場位置に於ける線路勾配は軌道建設規程第十六條に抵觸するに付、特別設計となし六月七日監第一三二二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大分縣

別府大分電鐵 抵當證書記載事項元利支拂豫算

變更認可

別府大分電鐵株式會社申請に係る昭和八年三月十日監第四九一號を以て軌道抵當權設定認可せし處、今般元金償還期限延期の爲抵當證書記載事項中一部變更（一）借入金壹百萬圓也の中現在負擔せるは金九十八萬圓、（二）債權者豊前銀行、（三）元金償還方法並期限昭和十八年二月十八日とし、全額一時に償還するものとす、（四）利子最高年五分五厘（但し目下協定實行利率日歩一錢二厘）せむとするの件は、四月三十日監第八五五號を以て内務、鐵道兩より大臣認可せらる。